

公示番号：170337

国名：ミャンマー

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：ミャンマーにおけるASEAN稲ゲノム育種ネットワークプロジェクト(SATREPS)

詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年7月上旬から2017年8月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 0.70M/M、合計 1.15M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月27日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ミャンマー国は、人口約 5,436 万人、国土面積約 68 万 km² で、その国土は多様性に富み、地形・気候や生態系に応じて丘陵山岳地域、中央乾燥地域、デルタ地域、沿岸地域から構成されている。同国の主要産業は農業セクター（農林畜水産を含む）であり、ミャンマーの GDP の 29.8% を占め、就業人口の 61.2%（2011 年度）が従事している。

なかでもコメは、国民年間 1 人当たりの消費量は 180kg（都市部）～200kg（農村部）に達し、食糧安全保障上重要な穀物である。このため、ミャンマー政府はコメの増産を農業政策の重要課題として掲げてきた。農業セクターの開発計画では、高収量品種の利用、優良品種／種子の活用、灌漑面積の拡大、灌漑用水や化学・有機肥料等の効率的な利用、農業機械の活用による農業生産性の向上や、農業研究と技術開発、農業技術の普及といった農業研究開発・普及の強化が求められてきた。こうした政策の下で、イネ高収量品種（HYV）の導入や、乾期作の奨励や耕作不適地への作付拡大が進められてきたが、ミャンマー周辺の HYV 導入諸国では、2000 年代に入って約 5.0t/ha、あるいはそれ以上の収量を得ているのに対し、ミャンマーでは 3.9t/ha 程度（籾ベース、2014 年）にとどまっており、改善の余地が残されている。

ミャンマーでは、多様性に富む生態系を反映して様々な稲作が営まれている。とりわけ、天水に依存する非灌漑地域（低地や畑地）はミャンマーのイネ作付面積の約 50% を占めており、非灌漑地におけるイネ生産性の改善が重要視されている。イネ生産性の改善には、灌漑インフラや肥料・農薬等の投入資材の不足、劣化種子の使用、イネ新品種開発の停滞といった課題に引き続き対処していくことが求められるが、これまでの品種開発は、灌漑の整備された水田に適した品種が先行してきたのが現状であり、今後は非灌漑地域に適応したイネ品種開発にも取り組む必要が生じている。

かかる状況の下、ミャンマー政府は農業畜産灌漑省・農業研究局（DAR）を自国側研究機関（C/P 機関）とし、九州大学ならび名古屋大学を日本側研究機関とした「ミャンマーにおける ASEAN 稲ゲノム育種ネットワークプロジェクト」（地球規模課題対応型国際科学技術協力（SATREPS））（以下「本プロジェクト」と記す。）を我が国に要請した。

本プロジェクトでは、DNA マーカー利用による稲ゲノム育種システムを構築し、これによりミャンマーの自然・社会経済環境に適した有望系統の開発と評価を行い、品種化に向けた現地適応性試験を行い生理生態的特性の解明と栽培法を開発する。これらを通じて、ミャンマーのイネ育種システムを強化するとともに、品種・系統のゲノム情報やマーカー情報などを扱うノウハウを移築し、ASEAN 地域における稲ゲノム育種ネットワークの一端を担う拠点を形成することを目的とする。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、

成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクト及び地球規模課題対応型国際科学技術協力の仕組・手続きを十分に理解した上で、他の団員と協力・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2017年7月中旬～7月下旬）
 - ① 要請背景及び内容を把握する。
 - ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
 - ③ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
 - ④ 相手国関係機関への質問票（案）を作成する。
 - ⑤ プロジェクトの PDM(Project Design Matrix) 案（和文・英文）、PO(Plan of Operation) 案（和文・英文）及び事業事前評価表(案)（和文）の担当部分や関連部分を検討する。
 - ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2017年7月下旬～8月中旬）
 - ① 相手国関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ② プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報の収集、整理、分析を行うと共にヒアリング議事録を作成する。主な情報収集の内容は以下のとおり。
 - ア) 要請背景・要請内容
 - イ) ミャンマーのイネ育種に係る政策・上位計画と本プロジェクトの位置づけ
 - ウ) ミャンマー側実施機関である DAR、関連機関であるイエジン農業大学(YAU)等の機関の組織体制、人員、予算、研究課題・教育内容、実務の内容と役割
 - エ) 当該分野に係る実施機関、関連機関の過去の調査・研究実績
 - オ) 基本統計情報、既存資料、関連法令情報等
 - カ) 他ドナーによる関連分野における援助動向
 - キ) 我が国のイネ育種分野における協力効果の発現状況
 - ク) プロジェクト実施に係る先方負担事項
 - ③ 調査結果及びミャンマー側関係機関との協議の結果を踏まえて、PDM、PO（和文・英文）、及び M/M 案（英文）と R/D 案（英文）の作成に協力する。評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する
 - ④ 現地調査結果の JICA ミャンマー事務所等への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間（2017年8月中旬～8月下旬）
 - ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② 事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
 - ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）～（２）とし、電子データをもって提出することとする。

- （１）事業事前評価表（案）（和文・英文）
- （２）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田⇒バンコク⇒ミャンマー⇒バンコク⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年7月23日～2017年8月12日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 研究総括（研究代表機関）
- ウ) 研究連携（JICA）
- エ) 研究課題（JST）
- オ) 研究企画（JST）
- カ) 協力企画（JICA）
- キ) 評価分析（コンサルタント）
- ※エ）、オ）はJST経費による派遣

③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上

- 英語⇄ミャンマー語（または日本語⇄ミャンマー語）の通訳を提供
オ) 現地日程のアレンジ
JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等到着前の関係機関
へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが
必要となる場合があります。
カ) 執務スペースの提供
無し

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第
一チーム (TEL:03-5226-8445) にて配布します。
 - ・要請書 (英文)
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ミャンマー国「シード・バンク計画」終了時評価報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000004549.html>)

(3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求め
ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂
きます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につい
ては、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地
作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に
行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方に
て活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に
連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制
をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレ
ジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業
務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓
口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上